

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 4 年 7 月 22 日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和 4 年 6 月 9 日（木）午後 4 時 10 分頃、企画部施設マネジメント課職員が運転する公用車が、新山口駅北口自家用車整理場の駐車枠から後進で出庫する際、無人の後方車両に接触した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥ 66,022-

2 専決処分の年月日

令和 4 年 7 月 6 日